

令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免のご案内

下記に該当する場合はご所属の建設埼玉の地区本部事務所にて申請をしてください。

対象となる組合員と減免割合

	対象となる組合員	減免割合	
①	令和4年1月～令和5年3月に新型コロナウイルスに感染し重篤な症状となった組合員	全額	
②	令和4年1月～12月に新型コロナウイルスに感染したことで営業収入（または給与収入）が令和3年と比べて令和4年が一定以上減少した組合員	減少率が30%以上40%未満	2/4
		減少率が40%以上50%未満	3/4
		減少率が50%以上	全額

減免期間：令和4年1月～3月に感染した場合…令和3年10月～令和4年3月保険料（6か月）
令和4年4月以降に感染した場合…令和4年4月～9月保険料（6か月）
※両期間にまたがった場合は片方（早い方）を対象とします。

申請期間： ①令和4年4月1日～令和5年4月28日
②令和5年1月6日～令和5年4月28日

申請に必要な書類

	理由	添付書類（写し可）
①	感染し重篤となった場合	医師の診断書又は死亡診断書
②	感染し収入の減少した場合（営業収入）	・新型コロナに感染したことがわかるもの※1 ・令和3年の確定申告書 （税務署印のあるもの、e-taxの場合は受信通知） ・令和4年の売上台帳など営業収入の確認できるもの※2 ・令和4年に収入計上したコロナに係る給付金の確認できるもの
	感染し収入の減少した場合（給与収入）	・新型コロナに感染したことがわかるもの※1 ・令和3年の源泉徴収票 ・令和4年の源泉徴収票

※1.MY HER-SYS や保健所の証明書・医師の診断書など

ただし新型コロナ感染症にてすでに建設国保傷病手当金の申請をしている場合は添付不要です

※2 台帳などの添付書類に事業所名等が記載されていない場合は事業所のゴム印などを押印ください。

埼玉県建設国保組合